

特定非営利活動法人京丹波イノベーションラボ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人京丹波イノベーションラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府船井郡京丹波町院内市庭25番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京丹波町内外の人々に対して、同町が持つ資源や資産を活用したタウンプロモーションに関する事業を行い、同町の活気ある町としての認知向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) タウンプロモーションに関する事業
- (2) 関係人口の活動支援に関する事業
- (3) 地域人材育成に関する事業
- (4) 地域観光の誘致に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、この法人の目的に賛同し、その活動に關与して主体的に推進する意思を有するものでなければならない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任及び職務
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を

委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号、第 51 条及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び役員の報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会 議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	庄崎博蔵
副理事長	野村幸司
副理事長	田畑智恵
理事	石坂真太郎
同	小川貴之
同	興梠仁
同	佐藤晋太郎
同	野村優
同	坂上享
監事	中川正茂

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 正会員入会金 | 5,000円 |
| 正会員年会費 | 5,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員年会費 | 1口10,000円(1口以上) |

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人京丹波イノベーションラボ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	庄崎 博藏		無
副理事長	野村 幸司		無
副理事長	田畑 智恵		無
理事	石坂 真太郎		無
同	小川 貴之		無
同	興梠 仁		無
同	佐藤 晋太郎		無
同	野村 優		無
同	坂上 享		無
監事	中川 正茂		無

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

京丹波町は京都府の中部に位置する山々に囲まれた中山間地域です。特有の自然環境を活かした豊富な食資源を有し、京都中心部と山陰・日本海とを繋ぐ交通の要衝としても栄え、京都の食文化を支える「京の都の食糧庫」としての役割を果たしてきました。ただ近年、人口減少と地域経済縮小が著しく進行していることから、その対策の一つとして「観光」「移住」「ふるさと納税」といった外需獲得を推進し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、京丹波町では、令和 4 年度から、町民の皆様と未来のまちづくりをともに考え、実行し、様々なアイデアを十分に反映できる戦略づくりを行うための組織として、京丹波町官民連携プロモーションチーム「京丹波イノベーションラボ」(任意団体)を発足させ、タウンプロモーションのあり方の検討を行ってきました。令和 5 年 10 月には、タウンプロモーション戦略「GREEN GREEN KYOTAMBA」を策定し、現在、京丹波イノベーションラボを中心に、ファンクラブの運営やブランディングの取組、地域マルシェの開催などに着手しています。

こうした取組を今後更に拡大し持続的に発展させていくために、その中心となる京丹波イノベーションラボについて、民間に開かれ自立し機動的な組織運営や、資金調達手法の多様化、活動状況の広報と賛同者の拡大等を実現すべく、京丹波町と連携する特定非営利活動法人として設立します。

2 申請に至るまでの経過

令和 5 年 1 月	京丹波町による京丹波町官民連携プロモーションチーム「京丹波イノベーションラボ」(任意団体)発足 タウンプロモーション戦略の検討開始
令和 5 年 10 月	タウンプロモーション戦略「GREEN GREEN KYOTAMBA」策定
令和 5 年 12 月	京丹波イノベーションラボによる地域マルシェの開催
令和 5 年 12 月	特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
令和 7 年 3 月	設立総会開催

令和 7 年 3 月 22 日

特定非営利活動法人京丹波イノベーションラボ
設立代表者 氏名 庄崎 博蔵
蔵

(法第10条第1項第7号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年6月30日まで

特定非営利活動法人京丹波イノベーションラボ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①タウンプロ モーション に関する事 業	タウンプロモーションイベ ントの実施	(A)令和7年12 月 (B)丹波自然運 動公園 (C)20名程度	(D)一般市民 (E)5,000人	2,200千円
②関係人口の 活動支援に 関する事業	京丹波町ファンクラブ「CL UB京丹波」の運営	(A)令和7年7月 (B)京丹波町内 他 (C)5名程度	(D)不特定 多数 (E)500人	3,300千円
③地域人材育 成に関する 事業	デザイン思考を活用した課題 解決型教育プログラムの運 営	(A)令和7年7月 (B)京丹波町内 (C)5名程度	(D)京丹波 町内教育機 関の学生 (E)100人	0千円
④地域観光の 誘致に関す る事業	教育観光事業の実施に向けた 検討	(A)年度中 (B)京丹波町内 (C)5名程度	(D)なし (E)なし	0千円

令和8年度事業計画書

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

特定非営利活動法人京丹波イノベーションラボ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①タウン プロモ ーションに 関する 事業	タウンプロモーションイ ベントの実施	(A)令和8年12 月 (B)丹波自然運 動公園 (C)20名程度	(D)一般市 民 (E)5,000人	2,200千円
②関係人 口の活動支 援に 関する 事業	京丹波町ファンクラブ「CL UB京丹波」の運営	(A)令和8年7月 (B)京丹波町内 他 (C)5名程度	(D)不特定 多数 (E)500人	3,300千円
③地域人 材育成に 関する 事業	デザイン思考を活用した課 題解決型教育プログラムの 運営	(A)令和8年7月 (B)京丹波町内 (C)5名程度	(D)京丹波 町内教育機 関の学生 (E)100人	0千円
④地域観 光の誘致に 関する 事業	教育観光事業の実施に向け た事業化準備	(A)年度中 (B)京丹波町内 (C)5名程度	(D)なし (E)なし	0千円

(法第10条第1項第8号関係)

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人 京丹波イノベーションラボ
法人成立の日から令和8年6月30日まで (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	50,000	250,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金			
4. 事業収益			
(1) タウンプロモーションに関する事業収益	2,200,000		
(2) 関係人口の活動支援に関する事業収益	3,300,000		
(3) 地域人材育成に関する事業収益			
(4) 地域観光の誘致に関する事業収益			
(5) その他事業収益		5,500,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			5,850,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,500,000		
法定福利費			
人件費計	1,500,000		
(2) その他経費			
通信運搬費	350,000		
旅費交通費	500,000		
消耗品費	560,000		
業務委託費	1,350,000		
印刷製本費	780,000		
広告費	160,000		
諸謝金	100,000		
その他経費計	200,000		
事業費計	4,000,000	5,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	10,000		
賃借料			
通信運搬費	50,000		
印刷製本費	50,000		
消耗品費	50,000		
租税公課	70,000		
支払手数料	10,000		
雑費	60,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計			5,850,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人 京丹波イノベーションラボ
 令和8年7月1日から令和9年6月30日まで
 (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	50,000	250,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金			
4. 事業収益			
(1) タウンプロモーションに関する事業収益	2,200,000		
(2) 関係人口の活動支援に関する事業収益	3,300,000		
(3) 地域人材育成に関する事業収益			
(4) 地域観光の誘致に関する事業収益			
(5) その他事業収益		5,500,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			5,850,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,500,000		
法定福利費			
人件費計	1,500,000		
(2) その他経費			
通信運搬費	350,000		
旅費交通費	500,000		
消耗品費	560,000		
業務委託費	1,350,000		
印刷製本費	780,000		
広告費	160,000		
諸謝金	100,000		
その他経費計	200,000		
事業費計	4,000,000		
2. 管理費		5,500,000	
(1) 人件費			
役員報酬	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	10,000		
賃借料			
通信運搬費	50,000		
印刷製本費	50,000		
消耗品費	50,000		
租税公課	70,000		
支払手数料	10,000		
雑費	60,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計			5,850,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0